

事務連絡

平成25年4月9日

各  
都道府県衛生主管部（局）薬務主管課  
地方厚生（支）局医療課  
御中

厚生労働省医薬食品局総務課

「診療録等の保存を行う場所について」の一部改正について（平成25年3月25日）の一部訂正について

平素より厚生労働行政に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

平成25年3月25日付けで厚生労働省医政局長・医薬食品局長・保険局長より通知した「診療録等の保存を行う場所について」の一部改正について、以下の誤りがありましたので差し替え訂正方お願いいたします。なお、各都道府県の医務主管課、国民健康保険主管課、後期高齢者医療主管課等関係部局にも貴課より周知方お願いいたします。

記

誤	正（下線部修正）
医薬発 0325 第9号 (別紙 改正後全文) 第1 4 医療法（昭和23年法律第205号）第51条の2第1項及び第2項に規定されている事業報告書等及び監事の監査報告書	薬食発 0325 第9号 (別紙 改正後全文) 第1 4 医療法（昭和23年法律第205号）第46条第2項に規定されている <u>財産目録、同法第51条の2第1項に規定されている事業報告書等、監事の監査報告書及び定款又は寄附行為、同条第2項に規定されている書類及び公認会計士等の監査報告書並びに同法第54条の7において読み替えて準用する会社法（平成17</u>

収 受  
平 25.4.12  
薬 第 号  
大阪府

	<p>年法律第86号) 第684条第1項  <u>に規定されている社会医療法人債原  簿及び同法第731条第2項に規定  されている議事録</u></p>
<p>(別紙 改正後全文)  第1  10 外国医師又は外国歯科医師が行  う臨床修練に係る医師法第十七条及  び歯科医師法第十七条の特例等に関  する法律 (昭和62年法律第29号)  第11条に規定されている診療録</p>	<p>(別紙 改正後全文)  第1  10 外国医師等が行う臨床修練に係  る医師法第十七条等の特例等に関す  る法律 (昭和62年法律第29号)  第11条に規定されている診療録</p>